

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.75 2025年4月28日★

===== キャリアアップコーナー

学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。

2024年11月Vol.70でも取り上げた景品表示法「特定分野の表示規制 ステルスマーケティング」について確認していきましょう。

【まずは問題にチャレンジ！】

不当表示の規制として、優良誤認表示・有利誤認表示のほか、特定分野の不当表示規制として6つの表示が指定されています。更に2023年10月からいわゆるステルスマーケティングが加わり、7つの表示が内閣総理大臣により特定分野の不当表示規制に指定されています。

では、この7つの表示に関して、以下の()中に当てはまる言葉を語群から選んでください。

- 1、(A)の清涼飲料水等についての表示
- 2、商品の(B)に関する不当な表示
- 3、消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4、不動産の(C)に関する表示
- 5、(D)に関する表示
- 6、(E)に関する不当な表示
- 7、一般消費者が事業者の表示であることを(F)することが困難である表示

【語群】・有料老人ホーム・無果汁・おとり広告・原産国・判別

7つ目の不当表示規制「一般事業者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」規制、ステルスマーケティングに該当するとして2024年度には措置命令を3社が受けています。

では直近の措置命令から学んでみましょう。

●2025年3月 ロート製薬株式会社(消費者庁3/25)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_250325_01.pdf

- ・ロート製薬は、宣伝したい商品等についてのモニターを募集し、商品等を無償提供するなどして 口コミ投稿やアンケートへの回答などを求めた。
- ・同社は、この第三者(モニター)に対して、本件商品を無償提供した上、本件商品に関してSNSに同社が指示する方針に沿った投稿をすることなどを依頼した。
- ・自社のウェブサイトにおいて、当該第三者が投稿した表示について画像部分を抜粋し表示していたが、この表示に関して同社が当該第三者に依頼した投稿であることを明らかにしていなかった。
- ・表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当する。

●2024年11月 大正製薬株式会社(消費者庁 11/13)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_241113_01.pdf

●2024年8月 RIZAP 株式会社 (消費者庁 8/9)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_240809_01.pdf

※参考

改訂4版テキスト P129~131

2024年11月メルマガ Vol70 キャリアアップコーナー「ステルスマーケティング」

※問題解答

A:無果汁 B:原産国 C:おとり広告 D:有料老人ホーム E:判別

=====

ブラッシュアップ知識

=====

◆カスタマーハラスメント防止のための啓発冊子を発行(消費者庁 4/11)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/041885/>

啓発冊子「ばのばのと考え方 カスハラってなんのこと?」が公開されました。

上手な意見の伝え方チェックリストなども掲載されています。

◆化粧品を選ぶ前に知っておきたい知識 (国民生活センター:国民生活 2025年4月号)

https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202504_05.pdf

男女に関わらず、スキンケアや化粧などを楽しむ時代。

店頭やネットなどには様々な商品があふれ、楽しみでもあり、悩みでもあります。そんな化粧品に関する連載が始まりました。まずは基礎知識から!

◆抱っこひもからの子どもの落下に注意!(国民生活センター3/19)

生後数ヶ月の子どもが頭蓋内損傷などの重篤なけがを負っています

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250319_2.html

抱っこひもから赤ちゃんがすり抜けて落下し、重篤なけがを負う事故が後をたたないとして、消費者へ注意喚起しています。